

西日本工業大学ハラスメント防止規程

最終改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条のハラスメントとは、作為、不作為を問わず相手方に対し不快感その他の不利益を与える不適切な言動のことをいい、別に定める個人情報保護とハラスメント防止についての基本方針によるものとする。

(教職員等の責務)

第3条 教職員は、この規程等に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 教職員及び学生を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、教職員及び学生の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- (2) 教職員及び学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(防止委員会)

第5条 本学に、ハラスメントの防止等の適切な実施を期すため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること
- (2) ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）への対応に関すること
- (3) その他ハラスメントの防止等に関すること

3 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 教務部長、学生部長、入試広報部長、工学部長、デザイン学部長
- (5) 大学事務局長、事務局次長

4 防止委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

7 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

8 防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

9 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

10 防止委員会の事務は、総務企画課で所管する。

(相談窓口及び相談員)

第6条 ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、相談窓口及び相談員を置く。

2 相談窓口は、総務企画課及び学務課並びに学生相談室とする。

3 相談員は、次の各号に掲げる者とし、学長が委嘱する。この場合において、相談員の構成は性別を考慮するものとし、防止委員会委員及び調査委員会委員を兼務してはならない。

- (1) 教育職員から若干名
- (2) 事務職員から若干名
- (3) 学生相談室相談員

3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 苦情相談の受付及び相談者への助言等
- (2) 苦情相談に当たった場合は、必要に応じ、防止委員会への報告
(調査委員会)

第7条 防止委員会の下に、ハラスメントに起因する問題の事実関係を調査するため、必要に応じて、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員は、防止委員会で選考のうえ、学長が委嘱する。

3 第2項の委員は、事案によっては、性別を考慮するものとする。

4 調査委員会は、調査の結果を速やかに防止委員会に報告するものとする。

5 委員の任期は、その事案の調査が終了し、防止委員会に報告したときまでとする。

(プライバシー等の保護)

第8条 ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

2 ハラスメントに関する相談・苦情又は対策等の業務に携わった者は、その任務遂行上知り得た情報を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。

(ハラスメント行為に対する措置)

第9条 学長は、ハラスメント行為の事実関係があり、就学、就業及び教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、必要な措置を講じるものとする。

2 当該ハラスメント行為が、懲戒事項に該当する場合は、教職員にあつては就業規則に定める懲戒委員会により、また学生にあつては学生委員会に処分の審議を委ねることとする。

3 ハラスメントに関する相談及び事情聴取等に際し、虚偽の申し出や証言等が確認された場合は、当該関係者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 ハラスメントに関する処分等を理由に、当該関係者に対する報復行為を厳しく禁じるとともに、もし報復行為がなされた場合には、法律及び学内規則により、必要な措置を講じるものとする。

(所管)

第10条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

3 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

4 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。

5 この規程は、平成23年7月28日から改正施行し、平成23年3月1日から適用する。

6 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。

7 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

8 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

9 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

10 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

11 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。